

利用者利益の最大化に向けて

- 「事業規制法」から「競争促進法」へ -

2001年8月29日

経団連情報通信ワーキンググループ

通信ユーザーとしての経済界の主張

2000年3月

「IT革命推進に向けた情報通信法制の再構築に関する第一次提言」

2000年9月

「電気通信分野における競争促進法の早期実現に向けて」

2000年11月

「電気通信審議会IT競争政策特別部会第一次答申草案への意見」

2001年2月

「『e-Japan戦略』実現に向けた提言」

通信ユーザーとしての経済界の主張

1. 「利用者利益の最大化」のために「自由かつ公正な競争」が不可欠。
2. 改正された「電気通信事業法」においても、「事業運営を適正かつ合理的なものとする」ために、事業者に対する事前規制が残存。

【電気通信事業法】

「電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。」

3. 事業者を事前に規制するのではなく、多様なサービスが提供できるよう、自由で公正な競争を促進することこそ行政の役割。
 4. その理念を実行に移すために、「事業規制法」を「競争促進法」に衣替えすることが必要。その要諦は「事前規制の抜本的見直し」と「事後チェック型行政の充実」。
- (1) 設備保有の有無に着目した事業区分に基づく事前規制の廃止
 - (2) 競争ルールの策定・監視機能および裁定機能の強化

【e-Japan戦略 2001年1月】

「通信事業の展開に係わる各種の規制を競争を促進する方向で大幅な見直しを進めるとともに、『利用者利益の最大化』と『公正な競争の促進』を基本理念とし、事前規制を透明なルールに基づく事後チェック型行政に改める。」

通信市場の現状

1. 競争市場へ移行する過渡期にある。 個別法による競争促進

- (1) 民営化・競争導入、長距離は競争が進展。地域は競争が不十分。企業向けサービスは近距離の高速専用線を中心に割高な料金。
- (2) 通信サービスの提供に不可欠な設備を持ち、市場支配力を有する事業者が存在。

2. 技術、サービスが絶え間なく変化している。 ダイミクで柔軟な制度

- (1) 特定の伝送路に拘束されずにサービスの提供が可能に。
- (2) 伝送路が共通化。
- (3) 伝送路、サービス、コンテンツ等の多様な組合せが可能に。
- (4) 通信・放送の二分法に当てはまらないサービスが登場。
- (5) IPによる情報伝送が拡大。
- (6) ブロードバンド化(DSL、ケーブル、光ファイバ、無線)がスタート。

3. 2の結果、市場構造に大きな変化は起きているか。

アクセス網は選択可能になっているか。

電波は有効活用されているか。

公共空間は開放されているか。

「競争促進法」の基本的視点

1. 利用者利益の最大化、自由かつ公正な競争の確保

- 過渡期における競争政策の推進 -

- (1) 原則非規制
- (2) 必要最小限の規律
- (3) 支配的事業者規制
 - ・市場支配力に基づく反競争的行為の蓋然性が高い場合の防止措置
 - ・不可欠設備のオープン化、公平なアクセスの確保
 - ・通信関連の競争的市場へ参入する場合のルール 等

2. ダイナミックで柔軟な制度

- (1) 技術、サービス、市場構造の変化に柔軟に対応できる制度
(あらゆるビジネスモデルに柔軟に対応できる制度)
- (2) 不断の見直し

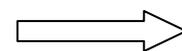
3. 競争ルール策定・監視機能、裁定機能の強化

- (1) 市場支配力を有する事業者による反競争的行為の防止等
- (2) 技術、サービス、市場構造の変化に対応したルールの新設・改廃 等

「競争促進法」への第1のステップ

規制体系の入替え

1 . 設備保有の有無に着目した規制体系



撤廃へ

2 . 不可欠設備の保有に着目した規制体系



97年導入

3 . 市場支配力に着目した規制体系



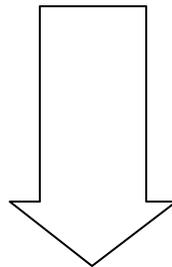
01年導入

研究会への期待

規制改革推進3か年計画（01年3月30日）

電気通信分野における新たな競争政策の樹立

「電気通信事業における事業区分について、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。」



利用者利益の最大化に向け自由かつ公正な競争環境を実現。
「事業規制法」から「競争促進法」へ衣替え。
その第1ステップとして、
設備保有の有無に着目した事業区分に基づく事前規制を廃止。